

国保の加入・脱退手続きを忘れずに

臨時窓口開設

4月1日(土)・2日(日)、午前8時30分～午後5時15分
詳しくは12ページをご覧ください。

国保の加入・脱退には、必ず手続きが必要です。
次に該当する場合は、14日以内に本人か家族が届け出てください。

問い合わせ
国保年金課国保係 (☎内線 1156・1157)



国保に加入する

- ▷会社などの健康保険(健保)を脱退したとき
- ▷健保の扶養家族からはずれたとき
- ▷他の市町村で国保に加入していた人が転入したとき
- ▷子どもが生まれたとき
- ▷生活保護を受けなくなったとき

持参する物 印章(朱肉を使う物)、社会保険離脱証明書、世帯主と対象者のマイナンバーカード(もしくは通知カードと写真付身分証明書)、保護廃止決定通知書など
※届け出が遅れても、加入日までさかのぼって国保税を納めていただくことになります。
※手続きによって国保税が減額される場合があります。

国保を脱退する

- ▷健保に加入したとき
- ▷健保の扶養家族になったとき
- ▷他の市町村に転出したとき
- ▷死亡したとき
- ▷生活保護を受けるようになったとき

持参する物 印章(朱肉を使う物)、被保険者証(保険証)(国保、健保の両方)、世帯主と対象者のマイナンバーカード(もしくは通知カードと写真付身分証明書)、保護開始決定通知書など
※届け出をしないと、国保と健保の両方の保険料(税)を納め続けることとなりますのでご注意ください。

- 進学のために、国保に加入したまま市外に住所を移す場合は、在学証明書が必要になります。
- 国保に加入している人の年収が130万円未満(60歳以上は180万円未満)で、家族が健保などに加入している人は、健保加入者の扶養家族に該当する場合がありますので、勤務先へ相談してください。扶養家族に該当し、手続きが終了したら国保を脱退する届け出が必要です。



健保に加入し、国保脱退の届け出をする前にお医者さんにかかった場合

必ず健保の保険証を医療機関に提示してください。
健保の保険証がすぐにできない場合は、保険証を作成中であり、交付後すぐに提示する旨を伝えてください。健保に加入した後に国保の保険証で医療機関にかかると、医療費が国保に対して請求されるため、国保から本人に対して医療費の返還を請求することがあります。一時的に多額の現金支払いなどが生じる場合がありますので、注意してください。

臨時福祉給付金(経済対策分)

申請受付を開始します

消費税率の引き上げによる負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として支給する給付金です。支給を受けるには市へ申請が必要です。

対象者 平成28年1月1日に富岡市に住民登録していた人で、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない人(ただし、課税者の扶養親族や生活保護受給者などは除く)

支給額 1人につき15,000円(1回限り)

申請方法 郵送受付のみ

支給を受けるには市へ申請が必要です。

対象と思われる人には3月上旬頃に申請書を郵送します。記入済み申請書と添付書類を返信用封筒に入れて郵送してください。(切手不要)

※申請書が届いたとしても、必ず支給対象となるわけではありません。

申請期間 3月6日(月)～6月30日(金)(当日消印有効)

※受付期間内に申請がなかった場合は、給付金を受け取ることを辞退したものとみなしますのでご注意ください。

支給方法 申請書に記載された金融機関口座へ、3月下旬以降に順次振り込みます。

※金融機関口座へ振り込みが困難な事情がある場合はご相談ください。

申し込み・問い合わせ 福祉課臨時福祉給付金担当(南庁舎1階、☎内線1412 ※土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時30分)



! 給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!
不安に思ったら、富岡市役所や富岡警察署(☎62-0110)または警察相談専用電話(#9110)へ。

富岡警察署からの緊急連絡!

～還付金等詐欺被害が多発!
だましの手口を知ってください～

今年に入り、富岡警察署管内、特に本市で「還付金等詐欺被害」が多発し、皆さんのたいせつな財産が奪われています。

「無人ATM」+「携帯電話」=還付金等詐欺

●ATMで還付金の手続きはできません

ATMでの「振込」操作は、還付金が振り込まれるのではなく、犯人の口座に皆さんのお金が振り込まれてしまいます。

●還付金等詐欺のだまし文句のキーワード

- ①市職員を名乗る者からの電話+医療費などの還付
- ②期日を過ぎていたが、今日中ならば金融機関で手続きができる
- ③100万円以上の口座があれば、手続きが無料になる
- ④受付番号を言われる
- ⑤近くの無人ATMで手続きができる
- ⑥ATMへ着いたら、指定の電話番号に連絡する
- ⑦電話で「振り込み方法」を説明される

問い合わせ 富岡警察署 (☎62-0110)

平成29年度国民年金保険料のお知らせ
口座振替の早割が
お得で便利
はやわり

●「早割」制度を希望する人は
左記の①～③を持参の上、金融機関または高崎年金事務所(高崎市栄町10-1)へ申し出てください。
①預金(貯金)通帳 ②通帳の届け出印 ③基礎年金番号の分かる物(年金手帳、国民年金保険料納付書など)
問い合わせ 高崎年金事務所 (☎027・322・4299)

「国民年金保険料の納付相談会」を実施します

国民年金保険料の納め忘れがある人を対象に、納付相談会を実施します。
保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢基礎年金)や不慮の事態が生じた場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。このような状況を防ぐため、この機会にぜひ納付相談をご利用ください。相談会場で保険料の納付もできます。また、免除・猶予制度の相談にも応じます。

日時 3月16日(木)、午前10時～午後4時

場所 富岡庁舎3階小会議室
持参する物 基礎年金番号の分かる物(年金手帳、国民年金保険料納付書など)、身分証明書(運転免許証など)
※代理の場合は、委任状と委任された人の身分証明書

申し込み 予約は不要です。当日会場へお越しください。

問い合わせ 高崎年金事務所(☎027・322・4299)